

■「こども安全塾認証」制度 認証基準・審査書類・審査方法

必須⑥及び必須①～⑤は、こども性暴力防止法の安全確保措置に対応しており、すべて実施（整備）することが認証の条件となります。
申請する各教場で、選択基準A～Cのうち1項目以上への対応が必要です。A・Bは教場ごとに選べます。
Cは事業者として選ぶ項目で、申請するすべての教場が対象となります。Cを選ばない場合は、各教場でA・Bのうち1項目以上に対応してください。

No.	区分	項目	内容	詳細	基準	審査書類	審査方法	推奨ひな型・様式	備考
1	必須⑥	就業規則	就業規則に、こども性暴力防止法対応条項（防止措置・懲戒等の根拠）を整備しているか。	次のようなこども性暴力防止法対応の条項を整備する（こども家庭庁の就業規則参考例に対応）。 ・教育保育等従事者（対象業務従事者）の範囲の定め ・児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止規定 ・犯罪事実確認の手続に応じる義務の定め ・児童対象性暴力等や重要な経歴の詐称を懲戒事由・試用期間中の解約事由とする定め ※アルバイトを含め常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則の作成・届出義務がある（労働基準法第89条）。本認証では、事業者全体（全教場の合計）で常時10人以上の労働者を使用する事業者に提出をお願いする（協会独自の提出条件。法令上の作成・届出義務は事業場ごとに判断される）	法対応条項を整備した就業規則があること（事業者全体で常時10人未満は対処規程・誓約書の整備で可）。	就業規則の写し（事業者全体で常時10人以上の労働者を使用する事業者のみ提出。10人未満の事業者は提出不要。整備済みの場合は任意で提出可）	文書	就業規則（ひな型）	
2	必須⑥	従事者誓約書・内定通知書	新たに採用する従事者について、従事者誓約書又は内定通知書を整備しているか。	次の記載を確認します。 （ア）【必須】こども性暴力防止法第2条第8項の特定性犯罪事実該当者でないことの本人表明（本人の自筆署名があるもの）。虚偽の場合は経歴詐称として内定取消し等の対象となる旨を含むことが望ましい （イ）【推奨】児童生徒と私的な連絡先・SNSを交換しないことなど、児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為を行わない旨 ※取得時期：応募・選考時（内定前）に誓約書で表明を得る運用をお勧めします（内定通知書の表明欄のみで運用する場合、表明は内定後になります）	（ア）の記載のある従事者誓約書又は内定通知書があること（（イ）の記載は推奨）。	従事者誓約書 又は 内定通知書（どちらか1点で可） ・既に誓約書等を取得する運用がある場合：直近に採用した従事者から取得済みの誓約書又は内定通知書の写し。提出数は、認証料の区分に対応する教場数分×各教場3名分（第1区分＝3名分…第6区分＝6教場×3名＝18名分。3名に満たない教場は在籍する従事者分で可。個人情報の塗りつぶしは任意） ・まだ運用がない場合：今後使用する様式（当協会ひな型をそのまま使用する場合はその旨の申告で可） ・従事者を雇用していない場合（代表者お一人で運営）：代表者ご自身の表明は申請誓約書（表明事項）で確認します。今後採用する際に使用する様式をご提出ください ※更新申請時には、実際に取得した誓約書（又は内定通知書）の写しを同じ数だけご提出いただきます（前回の認証日以降に採用した従事者のものを優先。採用がなかった場合は、その旨の申告と現在使用している様式で可）	文書	従事者誓約書・内定通知書（参考様式）	既存の従業員から、本認証の申請のために誓約書を取り直す必要はありません。まだ取得する運用がない場合は、今後使用する様式をご提出ください（当協会ひな型をそのまま使用する場合は、その旨の申告で可）。 審査対象は、新たに採用する従事者に運用する書面です。
3	必須①	早期把握措置の実施	児童対象性暴力等の早期把握・対応体制を構築しているか。	・教室内の死角となり得る箇所の把握（把握した死角への対策は、未然防止の措置として必須⑤「防犯カメラ設置等」により行う） ・日常的な児童の観察 ・定期的な面談又は質問票（アンケート）の実施（観察と面談等は別の措置であり、両方を行う。頻度は年1回以上を目安として推奨〔協会独自〕） ・児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告・対応ルールの明文化と周知	左記の各措置が実施されていること。	児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の報告・対応ルール（こども家庭庁公表のひな型に自製の報告先等を記入したもので可）	文書	こども家庭庁公表の報告ルール・対応ルール（ひな型）	
4	必須②	相談窓口の設置・周知	児童等が相談できる窓口を設置し、周知しているか。	・内部相談員の選任又は相談窓口の設置と周知 ・児童対象性暴力等に係る外部相談窓口（警察等）の案内 ・相談方法の明示（対面、電話、メール等。複数の方法の用意は推奨〔協会独自〕）	内部窓口の設置・周知と、外部窓口の案内が行われていること。	相談窓口の設置・周知に関する報告書（掲示物の写真・配布物等の添付は、区分に対応する教場数分で可）	文書	相談窓口の設置・周知に関する報告書（様式）	対処規程第8条（相談窓口の設置・運用）と一体で審査。
5	必須③	対処規程の作成	児童対象性暴力等への対処規程を作成しているか。	次の事項を定めた対処規程を整備する（こども家庭庁の認定審査で必須とされる項目に対応）。 ・児童対象性暴力等及び不適切な行為の定義 ・実施体制の整備（責任者の設置、報告ルール・対応ルールの設定、周知） ・防止措置（配置転換・業務制限等） ・事実確認のための調査の実施方法 ・被害児童等の保護及び支援措置（ケア・心理士相談等）	左記の事項を定めた対処規程があること。	児童対象性暴力等対処規程	文書	児童対象性暴力等対処規程（ひな型）	役割分担の定め（共同認定の場合の必須項目）は、本認証では共同認定を扱わないため不要。情報管理措置は選択Cの情報管理規程で担保。
6	必須④	研修の実施と確認テスト	児童生徒と接する全従事者に、年1回以上の研修と確認テストなどを実施しているか。	【必須研修内容8項目】 ①教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及びこどもの権利に関する事項を含む） ②児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲 ③児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置 ④相談、報告等を踏まえた対応 ⑤被害児童等の保護及び支援 ⑥犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応 ⑦防止措置に係る基礎的事項 ⑧厳格な情報管理の必要性 ※座学と演習を組み合わせる実施	法定8項目を含む研修と、知識確認テストなどが年1回以上実施されていること。 【新規申請時】受講済みの従事者の受講履歴と、未受講者の受講計画の提出で可。	・研修実施計画書（未受講の従事者の受講予定を含む） ・研修の受講履歴（提出書類一式の提出時点までに受講した従事者分、雇用形態問わず、代表者・業務委託者を含む） ※全国学習塾協会「日本版DBS対応研修・修了証発行システム」をお使いの事業者様は、システムから出力した研修受講者一覧（CSV等）をご提出ください（研修実施記録簿・受講者一覧に代えることができます。研修実施計画書は別途ご提出ください） ※新規申請の時点で全従事者の受講が完了している必要はありません。提出時点までに受講した方の受講履歴と、未受講の方の受講予定（研修実施計画書）をご提出ください ※更新申請時には、前回の認証日から更新申請日までの2年分の研修の実施記録をご提出いただきます	文書	研修実施計画書（様式） 研修実施記録簿（所定様式）	こども家庭庁ホームページで公開されている研修教材を利用することも可能。
7	必須⑤	防犯カメラ設置 又は 心理適性検査の実施	申請する各教場に防犯カメラを設置しているか（各教場に最低1台。物理的な設置が困難な教場は、心理適性検査を実施しているか）。	【選択肢①】防犯カメラの設置（原則） ・各教場に最低1台、児童生徒と接するエリアを撮影できる位置に設置すること ・カメラが実際に作動していること（必須）。長期間の録画保存までは必須としないが、万一の際に映像を確認できるよう、24～48時間程度でも自動で録画が残ること（上書き方式で可）を強く推奨する ・運用ルール（取扱者の限定、目的外使用禁止等）の整備を推奨。個人情報保護方針等への記載と「作動中」の掲示等による周知は推奨事項とする ・定期的な動作確認と記録管理を行うこと ・カメラの推奨水準は、解像度720p（HD）相当以上 【選択肢②】心理適性検査の実施（代替） ・防犯カメラの物理的な設置が困難な場合は、心理適性検査の実施をもって代替可（方式は教場ごとに選べる。認証対象教場一覧の方式欄に記入） ・検査は、性的逸脱リスク（小児性愛傾向等）の測定に対応した、第三者の専門機関による検査を用いること ・新たに採用する者には採用時に実施し、既に在籍する従事者には年1回程度を目安に実施すること（代表者自身が児童生徒と接する場合は、代表者も対象） ・本人の同意（書面又は保存できる電子記録）を得て実施し、検査結果のみを理由に一律に不採用としない運用であること（同意の記録は事業者で保管。協会への提出は不要） ・検査実施記録（実施日・対象者・検査機関等）を保管・提出すること ・採用判断に検査結果を反映する運用が整備されていること	防犯カメラが設置され実際に作動していること、又は心理適性検査の実施記録があること（いずれか必ず実施）。	【カメラ選択時】 防犯カメラ設置状況報告書（設置場所の写真＝区分に対応する教場数分） 【適性検査選択時】 心理適性検査 実施要領・検査実施記録（実施日・対象者・検査機関等。区分に対応する教場数分×1教場につき3名分。3名に満たない教場は受検した人数分で可） ※教場ごとに方式が異なる場合は、カメラ設置教場は写真、検査実施教場は検査実施記録を、それぞれの教場分	文書・写真	防犯カメラ設置状況報告書（様式） 心理適性検査 実施要領（参考様式）	ダミーカメラは不可。
8	選択A	ガラス窓の設置	選択Aを選ぶ教場に、外部から見えるガラス窓・ドアを設置しているか。	・個室で授業を行う場合でも、廊下等の外部から室内を見通せるガラス窓・ドアを設置していること ・死角の低減と可視化構造の構築 ※教室内の一区画が個室（個別指導用の区画・面談室等）になっている造りの場合、その個室の中がガラス窓等で外から見通せるようになっていれば、本項目に該当します	左記の見通し確保が行われていること。	ガラス窓設置状況報告書（設置・見通し状況が分かる写真＝提出対象に選んだ教場のうち、Aを選ぶ教場分。下記「選択A・Bの書類」を参照）	文書・写真	ガラス窓設置状況報告書（様式）	選択A～Cから最低1項目以上を選択・実施。
9	選択B	児童生徒・保護者へのアンケート	児童生徒へのアンケートを年1回以上実施しているか（保護者へのアンケートは実施を推奨）。	・児童生徒へのアンケート：年1回以上の実施 ・保護者へのアンケート：実施を推奨 ※設問は固定しません。児童生徒の様子や、塾の安全・安心に関する状況を早期に把握できる趣旨の設問が入っていれば良しとしませ 設問例：「塾（教室）には、安心して通えていますか」「塾で、嫌な気持ちになったことはありませんか」など（当協会の参考様式にひな型あり）	児童生徒へのアンケートが年1回以上実施されていること。 【新規申請時に未実施の場合】今後使用するアンケート様式の提出で可。認証日から1年以内に初回を実施してください。	アンケート（参考様式）：既に実施している場合：直近の実施が分かるもの（実施したアンケートの控え、集計結果表 等。提出対象に選んだ教場のうち、Bを選ぶ教場分） ・これから実施する場合：今後使用するアンケート様式（当協会参考様式の使用で可）。認証日から1年以内に初回を実施し、以後年1回以上実施してください ※更新申請時には、前回の認証日から更新申請日までに実施したことが分かるものをご提出いただきます	文書	アンケート（参考様式）	選択A～Cから最低1項目以上を選択・実施。
10	選択C	情報管理規程の整備	犯罪事実確認記録等を適切に管理するための情報管理規程を整備しているか。	・犯罪事実確認記録等（犯罪事実確認書その他の従事者の犯歴に関する情報）を適切に管理するための情報管理規程の作成と遵守（当協会ひな型はこども家庭庁のひな型〔別紙8～10〕に対応。児童生徒・保護者の個人情報、個人情報保護方針等により別途管理規程を整備しているか） ・情報管理責任者の設置（事業規模に応じ、単独責任者制〔パターン①〕又は複数人責任体制〔パターン②〕を選択） ・取扱者の限定・アクセス制限と定期的な運用状況の確認	左記を定めた情報管理規程があり、責任者が設置されていること。	情報管理規程（事業者で1部。教場ごとに作成・提出する必要はありません）	文書	情報管理規程（ひな型）パターン① 〔単独責任者制〕／パターン② 〔複数人責任体制〕	こども家庭庁の認定を受ける事業者に整備が求められる情報管理規程（家庭庁別紙8・9）の内容に対応するよう当協会が整備した参考ひな型です。国の認定申請の際は、最新の国の要件と自社の体制に照してご活用ください。選択A～Cから最低1項目以上

※写真などの教場ごとの書類は、全教場分ではなく、認証料の区分に応じて選んだ1～6教場分をご提出いただきます。選択A・Bの書類は、その中で各項目を選ぶ教場分をご提出ください。

※詳しい提出方法は、秘密保持契約の締結後に、協会から提出書類一覧と各種様式をお送りしてご案内します。

※犯罪事実確認（照会）は国の認定制度で行われるもので、本認証の審査対象ではありません。